

避難所等で生活する障害児者とその家族への配慮

1. 障害児者とその家族への対応

同じ地域の中で生活する住民です。障害があるからといって、過剰な反応はいりません。障害を持たない市民と同じように対応していただくとありがたいです。

ただ、障害によっては、配慮が必要なこともあります。

2. 配慮が必要な例

①常時見守りが必要な重度障害児者及びその家族

介助者(家族)は常時の見守りが必要なため、障害児者本人の側を離れることができず、救援物資を受け取ることができない可能性があります。個別配布等の配慮等が必要かもしれません。

もし、一時的にでも介助を交代できる体制づくりができれば、介助者の生活行為の助けになるかもしれません。

②車いすを利用する人

長時間の車いすでの同じ姿勢の維持は、体に負担がかかっています。車いすを降りて、リラックスできるスペースの確保に配慮が必要です。

また、移動が難しいという点も頭の片隅においていただければありがたいです。

③聴覚障害

人によって、聞こえ方が違います。文字等の視覚情報によって正確に情報を伝えるような配慮が必要だと思われます。

④視覚障害

人によって、見え方が違います。音声情報だけでも理解できるような情報伝達の方法に配慮が必要だと思われます。

⑤知的障害

読み書きや計算が困難だったり、言葉で伝えるのが苦手だったり、理解がゆっくりだったり、複雑なことを理解するのが苦手だったりします。わかりやすい言葉で、ゆっくり伝える。文字にはフリガナを振るなどの配慮が必要だと思われます。

⑥精神障害

環境の変化への弱さや服薬が中断することによる病状悪化のリスクがあります。病状や服薬情報の聞き取り、医療機関や保健所等との連携が必要であると考えられます。

3. その他

想定できる配慮の例を挙げましたが、同じ障害でも程度や状態は大きく違います。ここには挙げていませんが、内部障害など見た目にはわからない障害のある方も多数いらっしゃいます。中には、配慮を望まない方もいらっしゃると思います。

避難者の中には、福祉職や看護職の方がいる可能性もあります。その方と連携を取りながら、障害のある方への聞き取りなどをできるだけ行っていただいて、どういう状態なのかを把握していただくことが先決かと思えます。

もっとも留意する事項は、障害のある方のプライバシー保護だと考えています。周囲には障害があることを話していない方もいらっしゃいますので、気を付けていただきたいと思えます。